

2014 年度 第 2 回 第三者定期監査の結果の報告について

はじめに

日本原燃は、2004 年度より、「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書」で示された「品質保証体制の改善策」（以下、「改善策」という。）および 2009 年度に再処理工場で発生した「高レベル廃液漏えい」を受けて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）の実行状況と PDCA 展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン（以下、「LRJ」という。）による継続的な確認を受け、その結果をご報告してきました。

今回の監査は、2014 年度 第 1 回の監査項目を踏襲しつつ、日本原燃にとって現在、最大の関心事と考えられる再処理工場のしゅん工を見据えた中で、長期間に亘り休止状態にある各種設備の保全活動や要員に対するモチベーションの維持・向上を図る活動が効果的に実施されているか否かの確認を追加した監査を受けました。

定期監査の開催日程については以下のとおりです。

- ・ 2015 年 1 月 27 日～30 日：再処理事業部
- ・ 2015 年 2 月 2 日～3 日：濃縮事業部
- ・ 2015 年 2 月 2 日～3 日：埋設事業部
- ・ 2015 年 2 月 4 日～5 日：品質保証室

1. 監査の結果

「指摘事項」および「観察事項」は、いずれの被監査部門にもありませんでした。
なお、「提言事項」^{*1}が再処理事業部に 2 件ありました。

(添付-1: 「2014 年度第 2 回定期監査における LRJ 提言事項と日本原燃の処置方針」参照)

また、「良好事例」として、再処理事業部から 2 件、および品質保証室から 3 件が抽出されました。

※1 (提言事項の定義) : 規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は被監査部門の任意でよい。

2. 監査結果の概要

LRJ 監査報告書(全体総括)の中で示された総合所見の概要は、以下のとおりです。

(1) 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

いずれの被監査部門にも「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。
再処理事業部に 2 件の「提言事項」を提起した。

(2) 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改良、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした気運の中で、「良好事例」を再処理事業部から 2 件、および品質保証室から 3 件を抽出した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照していただきたい。

(3) 各注力事項に対する個別所見

①トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

今回の監査では、直近の事業部長レビューおよびマネジメントレビュー記録に対する文書審査を通じて、いずれの事業部／室においても、レビュー活動は四半期毎に定期的に実施されており、各回とも活発な議論が行われている状況を観察することができた。

②品質マネジメントシステムの改善に関する関連規定類への反映

いずれの事業部／室においても、所管の規定類はリスト化され、確実な管理の下、適切な理由での改正が行われていることを確認した。

埋設事業部では、規定類の改正版を単に関係部署に通知するだけでなく、改正内容に関する説明会を開催している事例を確認した。規定類の理解が重要であることを認識した活動であると言える。

③新規制基準への対応

再処理事業部におけるしゅん工に向けた取組みの中で喫緊の課題は、新規制基準への適合評定の早期取得であろう。再処理計画部の取りまとめのもと、各担当部署が行うべき活動を明確にし、確実な対応がなされていることを確認した。

④各種設備の機能維持・保全活動

再処理事業部では、今回の監査対象となった設備管理に係る部署については、いずれも長期的な保守点検計画のもと、着実な設備保全活動が展開されていた。

濃縮事業部では、対象設備の「年間点検計画マスター工程」に基づいた維持・保全活動が展開されている。設備点検作業に従事する課員に対する必要十分な教育・研修による力量向上が図られるなど、設備の機能維持・保全に必要な活動が的確に実施されている状況を確認した。

⑤業務に対するモチベーションの維持・向上のための活動

日本原燃のしゅん工延期が繰り返されたことによる社員のモチベーションの低下を懸念していたが、今回の被監査部署において、そのような兆候は観察されなかった。

定常化されている朝会、終礼、および課内会議などの他、幹部と若手社員との対話会が開催されるなど、良好なコミュニケーションを維持・継続しようとする活動が有効に寄与しているものと理解する。

品質保証室の品質保証システムの維持・向上を図るための各種会議体は、情報の共有化を促進し、業務に対するモチベーションの維持・向上に間接的に寄与しているものと判断する。

⑥トラブル／不適合事象の再発防止対策の取り組み状況

トラブルや不適合低減についての取組みが継続している。また、不具合に至るものではないが、より広範囲の保全に係る情報についても確実に取り上げ、関係者間で周知・徹底する仕組みも確実に機能していることを確認した。

前回の監査以降にヒューマンエラーによるトラブルが頻発した。その主な原因の一つが「決めたことを決めた通りに行う」という極めて基本的な活動が必ずしも十分に行われていないことに起因するものである。この意味するところは、視点を変えれば、日本原燃の品質保証システム形骸化の初期兆候と捉える事ができるかもしれない。早急な対応検討が望まれる。

再処理事業部の内部監査において調達要求事項を満足しない指摘事項等が数多く提起されている。これらに対する有効な改善方法の一つとして、計装技術課が実施しているような必要関連標準類の定期的な読み合せ会の実施があげられる。

安全文化醸成 e ラーニング受講促進が図られ、非常に高い受講率を獲得することができた。本教材中には、使用済み燃料プールの漏洩や高レベル廃液漏洩事象が含まれており、これらの重大事故の風化・形骸化防止に寄与しているものと評価する。

⑦内部監査の実施状況

いづれの事業部／室の内部監査においても、内部監査年度計画から報告書作成までの一連の活動は的確に実施されている。また、監査員認定者リストは最新版が整備されており、力量と資格の有効性が確実に管理されている。

品質保証室では、各事業部の様々な会議にオブザーバとして陪席し、最新情報を積極的に取り込んでいる状況を確認した。入手した情報を念頭に置いて設定した監査項目は鮮度の高い、時宜を得たものになるであろう。

⑧前回監査時の提言事項フォローアップ状況

前回監査時の提言事項のフォローアップ状況を聴取した結果、適切な対応が行われていることを確認した。

(4) 終わりに

今回の監査の総括的な結論として、「改善策」の中において特に重要な活動の実行状況、しゅん工に向けた活動状況および一般 QMS（品質マネジメントシステム）に係るいづれの活動も風化・形骸化せず、定着した活動になっていると判断できる。

日本原燃のいづれの事業部／室においても、品質保証体制は、成熟域の状態を維持・継続していると捉えることができる。

このように成熟域にある活動を今後とも維持・継続するためには、地道であるが、日本原燃の業務に係る全ての要員(協力会社を含む)に対して、先ず、「決めたルールを守る。そして、ルールに不備・不足が観察されたら改善する(PDCA)。そして、その改善されたルールを守る」ことの重要性を説き続けることが基本であると考える。

3. 監査結果に対する日本原燃の取組み

今年度第2回目の定期監査では、LRJより、「日本原燃の品質保証体制は、成熟域の状態を維持・継続していると捉えることができる」との所見をいただくとともに「提言事項」を2件提起されました。

日本原燃としては、今回の監査で提示された「提言事項」は、有益なものと認識しております、速やかに今後処置を行います。

また、引き続いて、改善活動に取り組んでいく所存です。

以上

【添付-1】

2014年度第2回定期監査におけるLRJ提言事項と日本原燃の処置方針

監査項目	LRJの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
内部監査の実施状況	<p>保安監査課では、内部監査の実施過程で調達管理要領に従つていいない業務事例を見つけ出し、指摘事項として提起して妥当である。保安監査課の指摘は極めて高く、保安監査課の存在意義を高めたものであると評価する。本件は、指摘事項であり、適切な是正処置の実行状況を確認することが極めて重要であると考える。</p> <p>しかしながら、被監査部門では調達管理要領の内容を確実に把握しておらず、当該要領に従つた活動が未実施であったという指摘事項に対して、当該部が立案した是正処置案は「指摘内容を課内周知する」という、必ずしも十分とは言えないと承認されている状況を観察した。</p> <p>提起された指摘事項に対する是正処置の妥当性について、より詳細にレビューする仕組みの構築が望まれる。</p>	<p>監査の業務フローに監査での指摘事項に対する是正処置が妥当ではない場合のリスクを追加し、是正処置が妥当でない場合は、業務フローに従い被監査箇所に是正処置を出し直せることを保安監査課員に周知・教育する。</p>	再処理事業部 安全管理部 保安監査課
トラブル／不適合事象の再発防止対策の取り組み状況	<p>作業安全課は内部監査において調達管理に係る指摘を受けた。指摘内容は、業務委託仕様書に盛り込まれるべき事項が漏れたり、委託先から必要な書類が提出されなかつた事象であり、関連規定類の十分な理解が不備であったことに起因したものである。</p> <p>これは是正処置としてメールによる課員への周知が行われている。それ自体は適切だが、委託仕様書の不備を根本から防止する観点では不十分であると見受けられる。単に不具合事象に基づいた課内周知に留めるだけでなく、漏れのない委託仕様書をまとめるために、少なくとも、調達管理要領の共通仕様書の読み合わせを行うことで課員の調達管理に係る理解を深めなど、真に有効な対応策について検討されたい。</p>	<p>調達管理要領の共通仕様書について、原則年1回及び改正の都度読みあわせを行い、作業安全課員に共通仕様書の内容を理解させることにより、再発防止を図る。</p>	再処理事業部 安全管理部 作業安全課